

建築士事務所の役割

(設計)

建築主の要望や設計者の感性と関係法令との整合を図り安全で安心な建築物を設計しています。

(工事監理)

建築主の夢を盛り込んだ設計図書に従い、的確な施工がなされるよう常に現場にて第三者の立場で監理しています。

(法令遵守)

建築基準法に基づく建築確認申請は、法令への適合審査と考えており、建築物の設計、工事監理に不具合が生じた場合、全て建築士事務所として、また建築士としての資格者責任と考え、対応しています。

(設計及び工事監理と施工の分離)

建築主の利益保護を第一に考え、建築主の立場に立った安全で安心な建築物の設計・工事監理は施工との分離が望ましいと考えています。

(岐阜県建築士事務所協会)

当協会は、建築主の依頼により、建築の設計・工事監理を専業としている建築士事務所の集まりです。研修や会員相互の情報共有を図るなど常に研鑽し、県下各地域での相談会などを通じて社会貢献をしております。

社団法人 岐阜県建築士事務所協会
会 長 向 井 征 二

岐阜市六条南2丁目13番2号

TEL:058-277-9211

FAX:058-277-9212